

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：神栖市公共下水道事業特別会計

事業名	公共下水道・特定環境保全公共下水道（公共下水道）		
事業開始年月日	昭和52年3月10日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名	神栖市	職員数（H19. 4. 1現在）	12名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本金	132円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	6,658
累積欠損金(百万円)		利益剰余金又は積立金(百万円)	
不良債務(百万円)		財政力指数	1.43(H18)
資金不足比率(%)		実質公債費比率(%)	9.4(H19)
		経常収支比率(%)	71.4(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ☒ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 ☐ 該当なし
〔合併期日：平成17年8月1日 合併前市町村：神栖町・波崎町〕 神栖町に波崎町が編入合併し神栖市となり、下水道事業を統合しました。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	神栖市公共下水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	神栖市長 保立 一男
既存計画との関係	神栖市総合計画前期基本計画（平成20年度～平成24年度） 集中改革プラン（平成18年度～平成21年度）
公表の方法等	市広報誌・市HP・議会への報告
基 本 方 針	神栖市総合計画前期基本計画において、「第6章くらしの質を高めるまちづくり」を実現するための事業として公共下水道事業の推進を掲げています。 本計画は、前期基本計画に掲げた事項を実現するための具体的内容を定めるとともに下水道事業の健全経営の観点から、経営方針及び計画を示すものです。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利５％以上６％未満	年利６％以上７％未満	年利７％以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	46	167	90	303

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成１９年度末における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度末残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	99,196	357,171	180,564	636,931
合 計 (A)		99,196	357,171	180,564	636,931
一 般 会 計 上 記 の うち （再掲）	下水道事業	0	0	0	0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		99,196	357,171	180,564	636,931

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成21年度末残高）	年利６％以上７％未満 （平成21年度末残高）	年利７％以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 上 記 の うち （再掲）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利５％以上６％未満 （平成20年度9月期残高）	年利６％以上７％未満 （平成20年度9月期残高）	年利７％以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	45,727	166,802	89,967	302,496
合 計 (A)		45,727	166,802	89,967	302,496
一 般 会 計 上 記 の うち （再掲）	下水道事業	0	0	0	0
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		45,727	166,802	89,967	302,496

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財 務 上 の 特 徴	当市の下水道事業は、茨城県の鹿島臨海特定公共下水道深芝処理場に接続し、汚水処理をしています。現在は、特定環境保全公共下水道の整備は完了し、公共下水道として、事業認可計画に基づいた整備完了を目指し下水道整備を進めています。一方、下水道の整備には多額の資本投資が必要であり、近年事業の経過と共に管渠、ポンプ場の老朽化が進み、改修工事費や維持管理経費が増額しており、平成18年度決算の使用料単価は107円に対し汚水処理原価297円と高く、使用料回収率は36.1%に止まっています。多額の先行投資には一般会計からの繰り入れもやむを得ない状況にあり、このことから、維持管理費経費等の節減に一層努力し、収入の確保としての適正な料金改定の検討に取り組まなければならない現状となっています。	
経 営 課 題	課 題	料金水準の適正化にむけて
	使用料の設定及び改定については、県の汚水処理単価の改定に伴い料金改定をしていたが、施設等の老朽化により維持管理費等が増えているため、適正と考える使用料に向け検討する必要があります。	
	課 題	維持管理費の節減合理化
	事業の経過と共に改修工事等維持管理経費が増額しており、平成18年度決算の汚水処理原価（維持管理費）は使用料単価107円に対し167円と高くなっています。	
	課 題	下水道未接続世帯への対応
	下水道供用開始区域内の未接続世帯が多く、市補助金制度や広報誌、個別通知等の普及啓発活動を行っていますが、下水道接続世帯、有収水量の大きな伸びが見られない現状となっています。	
	課 題	
	課 題	
留 意 事 項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）
（１）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

年 度			平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
区 分												
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	791,301	740,933	779,474	805,762	814,500	1,171,555	1,005,383	1,007,092	1,011,995	1,016,721
		(1) 営 業 収 益 (B)	372,976	351,219	357,829	369,087	382,352	393,815	405,630	417,798	430,331	443,240
		ア 料 金 収 入	372,812	351,159	357,781	369,049	382,317	393,787	405,600	417,768	430,301	443,210
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
		ウ そ の 他	164	60	48	38	35	28	30	30	30	30
		(2) 営 業 外 収 益	418,325	389,714	421,645	436,675	432,148	777,740	599,753	589,294	581,664	573,481
		ア 他 会 計 繰 入 金	414,744	386,813	418,096	429,944	430,014	776,161	598,253	587,794	580,164	571,981
		イ そ の 他	3,581	2,901	3,549	6,731	2,134	1,579	1,500	1,500	1,500	1,500
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	747,962	739,627	778,585	805,171	814,500	1,171,555	1,005,383	1,007,092	1,011,995	1,016,721
		(1) 営 業 費 用	502,284	495,698	544,066	579,253	595,120	955,125	804,329	813,178	822,357	831,872
		ア 職 員 給 与 費	79,580	77,153	75,361	67,659	67,378	64,657	66,079	67,533	69,019	70,538
		ウ ち 退 職 手 当										
		イ そ の 他	422,704	418,545	468,075	511,594	527,742	890,468	738,250	745,645	753,338	761,334
		(2) 営 業 外 費 用	245,678	243,929	234,519	225,918	219,380	216,430	201,054	193,914	189,638	184,849
		ア 支 払 利 息	3,598	4,717	5,061	4,500	4,484	4,319	4,009	3,803	3,587	3,360
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	242,080	235,146	229,458	221,418	214,896	212,111	197,045	190,111	186,051	181,489
		イ そ の 他		4,066								
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		43,339	1,306	889	591	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,150,685	1,010,178	1,133,875	1,235,847	983,152	881,576	1,093,436	842,574	867,625	871,875
		(1) 地 方 債	452,900	319,500	358,500	482,700	287,800	353,000	513,000	300,000	300,000	300,000
		(2) 他 会 計 補 助 金	589,181	641,858	709,044	692,578	661,744	515,786	464,936	477,074	502,125	506,375
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国（都道府県）補助金	89,000	25,500	39,000	22,500	8,000	0	100,000	50,000	50,000	50,000
		(6) 工 事 負 担 金	13,226	16,213	16,691	30,702	19,206	8,299	11,000	11,000	11,000	11,000
		(7) そ の 他	6,378	7,107	10,640	7,367	6,402	4,491	4,500	4,500	4,500	4,500
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	1,149,356	1,035,994	1,122,465	1,176,533	959,438	1,025,445	1,093,436	842,574	867,625	871,875
		(1) 建 設 改 良 費	941,278	805,436	884,205	801,485	678,736	643,856	595,582	536,365	537,165	537,982
		ウ ち 職 員 給 与 費	21,430	27,498	32,155	48,741	36,019	34,816	35,582	36,365	37,165	37,982
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	208,078	230,558	241,260	375,048	280,702	381,589	497,854	306,209	330,460	333,893
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他										
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		1,329	25,816	8,410	59,314	23,714	143,869	0	0	0	0

(単位:千円, %)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		44,668	24,510	9,299	59,905	23,714	143,869	0	0	0	0
積 立 金 (K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		30,793	75,461	50,951	60,250	120,155	143,869				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		75,461	50,951	60,250	120,155	143,869	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			32,869	36,300	36,300						
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	75,461	18,082	23,950	83,855	143,869					
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		82.8	76.4	76.4	68.3	74.4	75.4	66.9	76.7	75.4	75.3
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		372,976	351,219	357,829	369,087	382,352	393,815	405,630	417,798	430,331	443,240
資 金 不 足 比 率 ((R) / (S) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高		6,337,449	6,426,393	6,543,631	6,651,283	6,658,381	6,629,792	6,644,938	6,638,729	6,608,269	6,574,376
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		6,337,449	6,426,393	6,543,631	6,651,283	6,658,381	6,629,792	6,644,938	6,638,729	6,608,269	6,574,376
う ち そ の 他 に 係 る も の											

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	414,744	386,813	418,096	429,944	430,014	776,161	598,253	587,794	580,164	571,981
	う ち 基 準 内 繰 入 金	8,115	9,378	5,919	5,197	7,691	8,045	9,354	5,525	10,332	11,131
	う ち 基 準 外 繰 入 金	406,629	377,435	412,177	424,747	422,323	768,116	588,899	582,269	569,832	560,850
	うち料金収入に計上すべき繰入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	406,629	377,435	412,177	424,747	422,323	768,116	588,899	582,269	569,832	560,850
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	589,181	641,858	709,044	692,578	661,744	515,786	464,936	477,074	502,125	506,375
	う ち 基 準 内 繰 入 金	30,564	30,166	22,410	23,131	10,766	9,135	8,779	7,232	6,134	4,507
	う ち 基 準 外 繰 入 金	558,617	611,692	686,634	669,447	650,978	506,651	456,157	469,842	495,991	501,868
	うち赤字補てん的なもの	558,617	611,692	686,634	669,447	650,978	506,651	456,157	469,842	495,991	501,868

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 (%)		41.8	38.8	37.1	36.4	36.1	27.2	31.9	32.2	32.5	33.3
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		82.8	76.4	76.4	68.3	74.4	75.4	66.9	76.7	75.4	75.3
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	52.4	52.2	53.6	53.4	52.8	66.2	59.5	58.3	57.3	56.3
	うち基準内繰入金 (%)	1.0	1.3	0.8	0.7	0.9	0.7	0.9	0.5	1.0	1.1
	うち基準外繰入金 (%)	51.4	50.9	52.8	52.7	51.9	65.5	58.6	57.8	56.3	55.2
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てんのなもの (%)	51.4	50.9	52.8	52.7	51.9	65.5	58.6	57.8	56.3	55.2
	資本的収入分 (%)	51.2	63.5	62.5	56.0	67.3	58.5	42.5	56.6	57.9	58.1
	うち基準内繰入金 (%)	2.7	3.0	2.0	1.9	1.1	1.0	0.8	0.9	0.7	0.5
	うち基準外繰入金 (%)	48.5	60.5	60.5	54.1	66.2	57.5	41.7	55.7	57.2	57.6
	うち赤字補てんのなもの (%)	48.5	60.5	60.5	54.1	66.2	57.5	41.7	55.7	57.2	57.6

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	当市の公共下水道は、処理場を有せず、茨城県の鹿島臨海特定公共下水道深芝処理場で汚水を処理しており、使用料の設定及び改定は、県の汚水処理単価の改定にあわせておこなってきた経緯があります。このため、本計画期間内における県汚水処理単価の値上げが予定されていないことから、料金改定については見込まないものとなっていますが、供用開始区域内における下水道接続の更なる促進を図り、有収水量を確保していくことで料金収入の増額を見込んでいます。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰入金として、人件費補助、償還金補助、工事費（国補、起債、受益者負担金を除いた額）、事業費補助として、下水道使用料をもっても不足する額を繰入しています。入札制度の改革により、工事請負費等の入札差金が近年多額になり、年度末に補正により繰入金の減額をしています。今後は更に委託料の入札差金分の減額や、工事請負費も他の部署との合併工事を見込んでコストを下げる等して繰入金の減額を図っていきます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、大規模投資の見込みは無く、資産売却等による収入の見込みもありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成19年度維持管理経費として、事業の経過と共に、老朽化によるポンプ場の修繕、道路陥没による管渠の改修・修繕工事を339,000千円の支出を見込んで実施しています。管渠については、10ヵ年計画による改修計画の為、平成23年度までの計画期間内、毎年260,000千円の工事費を見込んで策定しました。単独事業のため一般財源であり、維持管理経費を増額させる大きな要因となっていますが、他の諸経費の節減を図っていきます。

注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	定員管理については、市全体として集中改革プランを策定しており、定員適正化計画に伴い、平成17年度合併時の職員数777名を平成22年4月1日時点で699名（10%）とする目標を定めております。 下水道事業としては、今後予定されている事務量に見合った人員体制とするため、人事担当課と調整を図りながら、職員の適正管理に努めていきます。
○ 給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与の適正化については、市全体として集中改革プランを策定しており、給与の適正化の維持として、人事院勧告に準拠した給与改定等を行い、その適正化の維持に努めると共に、公平・公正な人事評価制度の検討を進め、勤務実績を反映した昇給や勤勉手当の支給等をおこないます。 当市の初任給については、優秀な人材の確保が必要であることから、国の基準に比して若干高くなっておりますが、今後、職員組合との協議等を通じ、より適正な内容となるよう是正に努めます。 また、住居手当（持ち家3,000円：在職中は期限無し）、通勤手当については、今後、職員組合との協議を通じ、より適正な内容となるよう是正に努めます。 特殊勤務手当の適正化については、市の行政改革大綱に位置付けていることから、喫緊の課題として職員組合との協議を通じて、出来る限り早期に適正な内容となるよう努めます。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	当該職員の給与については、今後、職員組合との協議等を経ながら、平成19年度末を目標に、そのあり方について公表を実施できるよう努めます。 なお、現在は技能労務職員の採用をおこなっておりません。
退職時特昇等退職手当のあり方	勧奨退職制度の変更については、職員組合との事前協議事項となっておりますが、勧奨退職における特別昇給については、是正すべきとの判断のもと、喫緊の課題として取り組んでいきます。
福利厚生事業のあり方	職員の福利厚生については、関連法令に基づいておこなっております。 職員互助会の公費負担については、これまで事業内容を見直すことにより、軽減化を図ってまいりましたが、今後も引き続き見直しをおこなうことで、より適正な運営に努めます。 また、職員互助会の会計情報については、平成19年度末までに公表していく予定です。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	当市は、中継ポンプ場・マンホールポンプの運転管理業務を、民間に委託し人件費等の軽減を図っています。又、本年度より一部有人化であったポンプ場も集中管理システム工事を実施し、無人化して委託料の軽減に努めております。現在は、単独事業として老朽化した管渠の改修工事や、各ポンプ場の改修工事を実施しており、管渠については10ヵ年計画と継続的な設備投資をすることとなりますが、道路陥没事故等の大きな修繕費の削減も見込むことができます。又、改革的な入札制度（一般競争入札）を導入することで、業者間の競争が生じ改修工事費等の軽減を図っていくと共に、計画的な維持管理に努め、保守点検を強化する等して経費の節減を図っていきます。使用料徴収については、平成14年度から水道課に委託（水道課は民間に委託）し人件費の削減と収納率の向上が図られました。又、合併と共に市全体が上下水道料金として一本化をし、委託することにより、更なる収納率の向上を図りました。現在は、利用者の利便性と、更なる収納率の向上を図るため、コンビニ納付を検討中です。「課題」
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	近年、事業の経過と共に管渠等の老朽化による道路陥没も発生し、改修工事費が増額する等、一般会計からの繰入金も増額しています。収入の確保として下水道供用開始区域内の未接続世帯に対し、戸別訪問等更なる普及啓発活動を行い有収水量を確保することで使用料の増額を図っていますが、使用料の適正化の面からも、現在の料金の改定を検討していかなければならない時期にあることから、計画期間内に適正な料金への改定をおこなうため、市民代表を交えた下水道使用料検討委員会の発足に向けた準備を進めてまいります。「課題」収入の確保としての、使用料収入改善額の積算根拠につきましては、計画前5年間は、対平成13年度の比較を積み上げ、計画5年間は、計画前年度であります対平成18年度の比較を積み上げて算出しています。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	財務状況に関する情報公開として、市の広報誌により、一般会計と合わせて下水道事業特別会計も予算額、決算額及び企業債残高等を公表しています。又、市ホームページの中で、下水道事業として整備状況等積極的な情報開示を推進しています。 平成20年度から導入を開始します。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

線償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	市町村合併により2町の下水道事業が統合され本庁のみとなり2名の削減が図られましたが、下水道整備区域が広範囲となり、管渠等の保守点検や維持管理をしていくうえからも、今後事務量に見合った人員体制とするため、人事担当課と協議しながらの職員の適正管理に努めていきます。「 - 1」
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計繰入金については、収益的、資本的収支とも総収益の50%～60%の割合を占めている現状にあります。基準内については污水处理経費の資本費に対する繰入金として分流式下水道等に要する経費に対する繰入金等約1%であり、残りは収益的収支や資本的収支を均衡させるために赤字補てん的な繰入金に当たる基準外繰入金となっています。この基準外繰入金を減額していくため、更なる接続世帯の推進を図ることでも有収水量を確保すると共に、民間委託による収納率の向上等で使用料収入を増額させていきます。維持管理費等についても引き続き現在の民間委託等を継続することや諸経費の節減を図っていくことで解消していきます。又、収入の確保として、適正な料金改定に向けて計画期間内に下水道使用料検討委員会の発足等準備していきます。「 - 3」
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1．次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2．各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3．「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4．「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5．4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6．計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7．「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8．「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 線償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9．以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10．必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
2 年度別目標等
（5）下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	32,207	32,804	33,281	33,617	34,084		34,566	35,040	35,530	36,037	36,564	
	A 増減	1,069	597	477	336	467	2,946	482	474	490	507	527	2,480
	水洗便所設置済人口(人)	31,159	31,716	31,885	32,151	32,584		33,040	33,498	33,966	34,451	34,955	
	B 増減	1,899	557	169	266	433	3,324	456	458	468	485	504	2,371
	水洗化率(%)	96.7	96.7	95.8	95.6	95.6		95.6	95.6	95.6	95.6	95.6	
	C 増減			-0.9	-0.2		-1.1						
	有収水量(m³)	3,574,456	3,263,111	3,391,680	3,488,760	3,568,477		3,639,846	3,712,643	3,786,895	3,862,632	3,939,885	
	D 増減	497,456	-311,345	128,569	97,080	79,717	491,477	71,369	72,797	74,252	75,737	77,253	371,408
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	104	108	105	106	107		108	109	110	111	112	
	E 増減	1	4	-3	1	1	4	1	1	1	1	1	5
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)													
F 増減													
収納率(%)	95.0	96.2	96.3	96.3	97.2		97.5	97.7	97.8	98.0	98.1		
G 増減	1.6	1.2	0.1		0.9	3.8	0.3	0.2	0.1	0.2	0.1	0.9	
その他()													
H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	28,690	25,087	25,559	26,363	31,863		32,818	33,803	34,817	35,861	36,937	
	増減	7,523	-3,603	472	804	5,500	10,696	955	985	1,014	1,044	1,076	5,074
	職員数(人)	13	14	14	14	12		12	12	12	12	12	
	増減	-2	1			-2	-3						
	管理運営費(千円)	956,040	970,185	1,019,845	1,068,319	1,086,402		1,463,144	1,290,237	1,313,301	1,342,455	1,350,614	
	I 増減	29,314	14,145	49,660	48,474	18,083	159,676	376,742	-172,907	23,064	29,154	8,159	264,212
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	30	30	31	32	32		42	37	37	37	37	
	J 増減			1	1		2	10	-5				5
	汚水処理原価(円/m³)	249	277	284	291	297		397	342	343	342	337	
	K 増減	-31	28	7	7	6	17	100	-55	1	-1	-5	40
(汚水処理経費/有収水量)	160	153	160	166	167		262	217	215	213	211		
L 増減		-7	7	6	1	7	95	-45	-2	-2	-2	44	
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)													
その他()													
M 増減													
	使用料回収率(%) (E/K×1,000)	41.8	38.8	37.1	36.4	36.1		27.2	31.9	32.2	32.5	33.3	
	増減	5	-3	-1.7	-0.7	-0.3		-8.9	4.7	0.3	0.3	0.8	
	累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	増減												
企業債現在高(百万円)	6,337	6,426	6,544	6,651	6,658		6,630	6,645	6,639	6,608	6,574		
増減	244	189	118	107	7		-28	15	-6	-31	-34		
収入の確保	使用料収入	372,812	351,159	357,781	369,049	382,317		393,787	405,600	417,768	430,301	443,210	
	改善額	55,304	33,651	40,273	51,541	64,809	245,578	11,470	23,283	35,451	47,984	60,893	179,081
	有収水量の増加	55,304	33,651	40,273	51,541	64,809	245,578	11,470	23,283	35,451	47,984	60,893	179,081
	使用料の適正化												
	収納率の向上												
その他()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改善額													
経営の効率化	管理運営費	956,040	970,185	1,019,845	1,068,319	1,086,402		1,463,144	1,290,237	1,313,301	1,342,455	1,350,614	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	101,010	104,651	107,516	116,400	103,397		99,473	101,661	103,898	106,814	108,520	
	改善額												
	職員給与費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化												
	()												
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他()	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改善額													
計画前5年間改善額 合計							245,578					改善額 合計	179,081

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を に記載すること。
○「収入の確保」その他 の例：未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
○「経営の効率化」その他 の例：建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(参考)補償金免除額

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方

収入の確保として、下水道供用開始区域内の未接続世帯に対し、戸別訪問等更なる普及啓発活動を行い有収水量を確保することで使用料の増額を図っていきますが、使用料の適正化の面からも、計画期間内に適正な料金への改定をおこなうため、市民代表を交えた下水道使用料検討委員会の発足に向けた準備を進めてまいります。

- 民間委託の取組状況

現在、中継ポンプ場・マンホールポンプ運転管理業務や、使用料徴収等を民間に委託していますが、今後も引き続き委託することで経費の節減を図っていきます。

- その他に記載された項目に関する取組等